

社団法人 兵庫県トラック協会 殿

西日本旅客鉄道株式会社  
近畿統括本部 施設課

鉄道橋等への衝撃事故防止について（要請）

平素は弊社の鉄道事業に格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。また、踏切事故防止等に対して多大なご協力を頂いている事に重ねて御礼申し上げます。

さて、標題につきまして、高さ制限を標記している弊社鉄道橋に高さ制限を超えるトラック・重機積載車両等が進入し、鉄道橋等に接触したため列車が停止するという事故が頻発しています。この衝撃事故により列車運休や遅れが発生すると列車をご利用されるお客様に多大な迷惑をおかけすることになり、一歩間違えば列車の脱線につながります。また、このような事故で列車運休や鉄道施設の損傷があった場合は求償させていただくことになります。過去にも鉄道橋への接触により列車の脱線が発生し、約 5,600 万円を求償させていただいた事例があります。

最近の事故事例の写真と事故が頻繁に発生しているガードの一覧を同封しておりますので、高さ制限を超える車両については迂回路のご案内をしていただきますようお願い申し上げます。また、運転される方が乗車している自動車の車両高さを把握しやすいよう、車両高さを明示したものを車両内外に貼付するなどの措置を取ってもらえれば幸いです。 トラック等における鉄道橋への衝撃事故の防止にご協力をお願い申し上げます。

西日本旅客鉄道株式会社  
近畿統括本部 施設課  
担当 丸山  
TEL 06-7668-7072  
FAX 06-7668-7076

# ガードの制限高 超えたら通らない!

まず積荷、次にガードの高さを  
確認して走行してください。



注意  
・掲載箇所は事故多発箇所  
・他の箇所にも高さ制限があります